

# 本書の特徴と構成

## 令和元年会社法改正完全対応

- ・令和元年会社法改正に対応する問題を掲載！
- ・問題・解説を改正会社法に合わせて全面的に改訂！

## 見開き2頁で学習が完結

- ・左頁に問題肢、右頁に解答解説を掲載，見開き2頁で学習が完結！

すべての肢に、重要度に応じたランク付けがなされています

### ※各ランクの意味は次の通り。

A：必ず覚えるべき知識に関する肢

B：Aと比較すると難度が高い肢

C：A・Bと比較すると出題の可能性が低い知識に関する肢

いずれも受験に必須の知識ですが、特にA，Bランクの肢は確実にマスターしましょう。

主要な本試験過去問を網羅しています

### ※重要論点に関する知識は繰り返し問われています。

過去問を解くことは、本試験のレベル、どの分野が重要なのか、さらには本試験の出題傾向を知る上で不可欠です。本書では、主要な本試験の問題を肢ごとにばらして掲載しています。本書の問題を解くことで、主要な過去問のすべてにあたることができます。なお、過去問については出題年度と問題番号を明記しました。平成26年度第Ⅱ回の第3問は(26後-3)，令和2年度第Ⅰ回の第1問は(R2前-1)と記載しました。

### 第1章 発起人

#### 1. 発起人の意義・資格・数

□□□1 発起人の人数は一人であってもよい。  
A

□□□2 会社は、発起人となることができる。(13-41，23前-2類題)  
A

□□□3 発起人以外の株式引受人の出資額が定款で定めた設立時の出資額を超えていれば、発起人は株式を引き受けなくてもよい。(18-4)  
A

□□□4 設立時取締役は、発起人の中から選任しなければならない。(26後-3)  
A

#### 2. 設立中の会社の意義・発起人の権限

□□□1 株式会社の設立において、定款に記載のない財産引受けを成立後の会社が追認することはできない。(14-43)  
A

□□□2 発起人Aは、甲株式会社の設立にあたり、Bに対し会社成立後の甲株式会社製品製造のための工場の設計について依頼しその旨の契約を締結した。最高裁判例によれば、Bは成立後の甲会社に対して設計料を請求することは認められない。  
A

### 第2章 定款の作成

#### 1. 定款の作成

□□□1 株式会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。(27後-3)  
A

□□□2 公証人による定款の認証を受けた後に、創立総会の決議により定款を変更した場合は、改めて公証人の認証を受ける必要がある。(27前-3，9-44，23前-3類題，27後-3類題)  
B

問題番号の左にチェックボックスを設けました。

※問題を解いたら結果をチェックボックスに記入しましょう。

正解だったら「○」、不正解なら「×」、正解はしたものの知識に自信がなかったら「△」を記入しましょう。

解説にもチェックボックスがあります

※解説を読んだらチェックボックスに理解の程度を記入しましょう。

解説を理解し記憶に定着したならば「○」、理解はできただけ記憶への定着に自信がなかったら「△」、理解が不十分と思ったら「×」を記入しましょう。

日付記入欄もあります

※問題を解き解説を理解したなら、日付を記入しましょう。

学習の進捗状況をチェックできます。

問題文に対応した位置に解説が掲載されています

※解答、解説の確認が迅速にできます。

一肢ごとに問題を解くときでも、目をそのまま右に移せば、すぐに正解、解説がわかるので、時間の無駄なく学習をすすめられます。

余白が多いので、自分用にカスタマイズ可能です

※関連知識、知識の整理のための図表等を書き込みましょう。

自分の理解を深めるために、また、講義を受けて、答練を受けて関連知識に気づいたら、余白にどんどん書き込んで、自分専用の肢別チェックにカスタマイズすることが可能です。余白も是非活用してください。

条文番号も明示されています

※余裕があったら条文を確認しましょう。

本試験で問われるのは、主として条文の知識です。余裕があったら六法で条文を確認しましょう。解説で理解したことを条文の文言で確認することで、記憶への定着をより図ることができます。

間違いをどう直せばいいかが一目でわかります

※間違いを含む肢は、正しい内容の肢に直して記憶しましょう。

問題を解いて、正解、不正解を確認するだけでは、単なる作業に過ぎません。間違いを含む肢は、正しい肢に直した上でその知識を覚えるようにしましょう。本書は、間違いを含む肢をどのように直せば正しい内容の肢になるのかが一目でわかるよう、解説の冒頭にゴシックで直すべき点を明示しました。

Personal-Data-Check



□□□1：【○】 正しい。発起人の人数に特に制限はない。

□□□2：【○】 正しい。発起人は、自然人・法人のいずれであってもよい（27条5号の「名称」に注意）。また、発起人の資格には制限はなく、未成年者、その他の制限行為能力者も発起人になり得る。なお、会社（法人）は、取締役・監査役・執行役にはなれない（331条1項1号、339条1項、402条4項）。

□□□3：【×】 株式を引き受けなくてもよい → 1株以上引き受けなければならない  
25条2項。本条の趣旨は、発起人に1株以上引き受けさせることにより無責任な会社の設立を防止するものであり、したがって、設立時の出資価額を超えているか否かは問題とならない。

□□□4：【×】 設立時取締役は、発起人に限定されない  
会社法39条4項参照。

□□□1：【○】 正しい。判例。

□□□2：【○】 正しい。工場の設計契約は開業準備行為である。開業準備行為は法定の要件を満たした財産引受けを除いて、発起人の権限の範囲外の行為であり、契約は無効となる（判例）。

□□□1：【○】 正しい。原始定款の作成に際して、発起人全員が署名又は記名押印しなければならない（26条1項）。

□□□2：【×】 認証を受ける必要がある → 認証を受ける必要はない  
30条1項。公証人の認証は、定款が真正に作成され、かつ内容が適法であることを確保するために行われるが、定款の認証が必要とされるのは原始定款についてのみであり、その後の定款変更について、改めて認証を受ける必要はない。

# 本書の使い方

企業法肢別チェックは、短答式本試験において大部分を占める正誤問題対策のための最適な問題集です。この問題集を数回繰り返し解くことで、自然に一枝ごとの正誤判断を素早く、正確に行うことができるようになると同時に、自分にとっての苦手分野や論点を明確にすることができます。では、本書の使い方の一例を、以下にできるだけ具体的にお示しします。

## 問題を解く

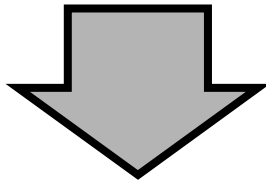
まずは、順番に問題を解いていきましょう。

- ①一枝解くごとに、または、ある程度まとまった量の肢を一気に解いてから答えを見るようにしましょう。

- ・講義の復習時に知識の定着のために解く場合は一枝ごとに、答練、本試験の準備として知識の確認のため解くときはまとまった量を一気に解くといいでしょう。

- ②解答時間は、一枝につき数十秒程度を目安にしてください。

- ・時間内に判断できなさそうだったら、各肢の左端にあるチェックボックスに「？」と記入しておきます。一枝解くのに長く考えすぎないようにしてください。

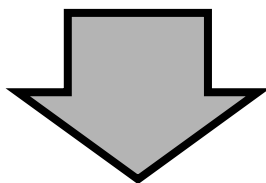


## 答え合わせをする

さあ、それでは答え合わせです。初めての問題で、できなかったものがあったものがっかりすることはありません。ここからが、実力アップのスタートです。

- チェックボックスを使って、足跡を残しましょう。

- ・正解できた肢には「○」を記入
- ・不正解だった肢には「×」を記入
- ・正解できたけど、次も正解できるか不安だと思ったら「△」を記入



## 解説を読む

はっきり言って、答え合わせまでは単なる作業に過ぎません。ここからが本当の勉強です。

①不正解だった肢はもちろん、正解した肢であっても。きちんと解説を読んでください。

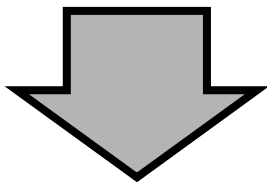
- ・正解した肢については、○肢(内容に誤りがない肢)は自分が正しいと判断した根拠、×肢(内容に誤りがある肢)は自分が誤りと判断した根拠が合っていたかを、解説で確認しましょう。
- ・不正解だった肢については、なぜその肢が○肢なのか、なぜその肢が×肢なのかの根拠(理由)を、解説を読んで確認してください。特に×肢については、誤った内容を○肢になるよう正しく直した上で、その知識を覚えるようにしましょう。

②必要に応じて、テキスト、六法を確認してください。

- ・解説を読んだだけでは正誤の判断に自信が持てない場合、解説の内容に疑問が生じたときは、それぞれの基本書として使用しているテキストに戻り、該当箇所を確認しましょう。

③解説ページのチェックボックス等を使って足跡を残しましょう。

- ・解説ページのチェックボックスは、解答(○または×)の理由が本当に理解できているかどうかの確認に使ってください。
- ・解説ページの右上の日付記入欄に問題を解いた日の日付を記入しましょう。学習のペースの確認に役立ちます。



## 解き直しをする

さて、全部の問題を一回解きましたね。失礼ながら、この段階ですべての問題を正解したという方は、ほとんどいらっしゃらないと思います。知識を記憶に定着させるために、解き直しをしましょう。この解き直しが、皆さんの実力を伸ばす最も重要な段階ですから、必ず実行してください。

①解き直す問題を絞り込みましょう。

- ・最低限、答え合わせのときに、チェックボックスに「×」や「△」を付けた肢は解き直しましょう。時間が経って記憶が衰えてくると「○」を付けた肢であっても正解できなくなることがあるので、「○」を付けた肢についても、きちんと記憶が定着するまでは可能な限り解き直すといよいでしょう。解き直しの際も、解き直しの結果(○×△)を2つ目のチェックボックスに記入し、1回目と同様、解説を読み込みましょう。

②2回目が終わったら、3回目にチャレンジしましょう。

- ・理想としては、3回目に全部の肢に「○」が付くことです。
- ・解き直しの3回目に、「×」や「△」が残ってしまっても、クヨクヨ悩むことはありません。なぜなら、少なくともそれらの肢に関する理解不足が分かったということで、本試験直前にもう一度結論だけを押さえ直せばよいのですから。

# [ 目 次 ]

## 第一部 会社法

### 第一編 イン트로ダクション

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第1章 会社の概念                  | 24 |
| 第2章 会社の種類 ※この項目に関する肢はありません | 24 |
| 第3章 株式会社の概念                | 24 |

### 第二編 設立

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第1章 総説                     | 28 |
| 第2章 発起人                    | 28 |
| 1. 発起人の意義等                 | 28 |
| 2. 設立中の会社 ※この項目に関する肢はありません | 28 |
| 第3章 根本規則の確定（定款の作成）         | 28 |
| 1. 定款の意義 ※この項目に関する肢はありません  | 28 |
| 2. 定款の作成                   | 28 |
| 3. 定款の記載・記録事項              | 30 |
| 4. 定款の備置き、閲覧・謄写            | 32 |
| 第4章 社員の確定（株式の引受け）          | 34 |
| 1. 発起設立                    | 34 |
| 2. 募集設立                    | 34 |
| 第5章 会社財産の確保（出資の履行）         | 36 |
| 1. 発起設立                    | 36 |
| 2. 募集設立                    | 36 |
| 第6章 機関の具備（設立時取締役等の選任）      | 36 |
| 1. 発起設立                    | 36 |
| 2. 募集設立                    | 38 |
| 第7章 設立時取締役（設立時監査役）の調査      | 38 |
| 第8章 創立総会                   | 40 |
| 第9章 法人格取得手続（設立登記）          | 42 |
| 第10章 変態設立事項に関する規制          | 44 |
| 1. 規制の概要                   | 44 |
| 2. 現物出資（1号）                | 46 |
| 3. 財産引受け（2号）               | 48 |
| 4. 発起人の報酬その他特別の利益（3号）      | 48 |
| 5. 設立費用（4号）                | 48 |
| 第11章 設立関与者の責任              | 48 |
| 1. 不足額填補責任                 | 48 |
| 2. 会社に対する任務懈怠責任            | 50 |
| 3. 第三者に対する任務懈怠責任           | 50 |
| 4. 会社不成立の場合の責任             | 50 |
| 5. 擬似発起人の責任                | 52 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 6. 払込取扱金融機関の責任               | 52 |
| 7. 株式の仮装払込み ※この項目に関する肢はありません | 52 |
| 8. 仮装払込みの関与者の責任              | 52 |
| 第12章 設立の瑕疵                   | 54 |
| 1. 株式会社設立の瑕疵に関する3つの態様        | 54 |
| 2. 設立無効原因                    | 56 |
| 3. 設立無効の訴えの制度                | 56 |

### 第三編 株式

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1章 株式の意義等                       | 60 |
| 1. 株式の意義 ※この項目に関する肢はありません        | 60 |
| 2. 株式不可分の原則 ※この項目に関する肢はありません     | 60 |
| 3. 株式の共有                         | 60 |
| 第2章 株主の権利・義務                     | 60 |
| 1. 株主の権利・義務の意義                   | 60 |
| 2. 株主の権利の分類                      | 62 |
| 3. 株主の権利に関する規定 ※この項目に関する肢はありません  | 62 |
| 4. 株式の多様化                        | 62 |
| 5. 株式の種類                         | 62 |
| 第3章 株主平等原則                       | 70 |
| 1. 株主平等原則の意義 ※この項目に関する肢はありません    | 70 |
| 2. 株主平等原則の趣旨・効果 ※この項目に関する肢はありません | 70 |
| 3. 株主平等原則の例外                     | 70 |
| 第4章 株式の譲渡                        | 70 |
| 1. 株式の譲渡の意義 ※この項目に関する肢はありません     | 70 |
| 2. 株式譲渡自由の原則 ※この項目に関する肢はありません    | 70 |
| 3. 株式譲渡の制限                       | 72 |
| 第5章 自己株式の取得・処分等の制限               | 78 |
| 1. 自己株式取得規制の概要 ※この項目に関する肢はありません  | 78 |
| 2. 自己株式取得の方法 ※この項目に関する肢はありません    | 78 |
| 3. 株主との合意による自己株式取得               | 78 |
| 4. 株主との合意による取得以外の場合              | 80 |
| 5. 自己株式の保有                       | 84 |
| 第6章 子会社による親会社株式の取得               | 84 |
| 1. 親会社・子会社の意義                    | 84 |
| 2. 子会社による親会社株式の取得                | 84 |
| 3. 親会社株式の処分                      | 86 |
| 4. 適法に取得した親会社株式の法的地位             | 86 |
| 第7章 株券                           | 86 |
| 1. 株券の意義 ※この項目に関する肢はありません        | 86 |
| 2. 株券の記載事項                       | 86 |
| 3. 株券の発行                         | 88 |
| 4. 株券不所持制度                       | 88 |
| 5. 株式譲渡の効力発生要件、対抗要件（振替株式を除く）     | 90 |
| 6. 株券の資格授与的効力（推定の効力）             | 90 |
| 7. 株券の善意取得                       | 90 |

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 8. 株券喪失登録制度                         | 90  |
| 第8章 株主名簿                            | 92  |
| 1. 株主名簿の意義等                         | 92  |
| 2. 株主名簿の効力 ※この項目に関する肢はありません         | 94  |
| 3. 株主名簿の基準日                         | 94  |
| 4. 所在不明株主の株式売却制度                    | 96  |
| 5. 名義書換制度                           | 96  |
| 6. 失念株 ※この項目に関する肢はありません             | 98  |
| 第9章 株式担保                            | 98  |
| 1. 株式の担保化 ※この項目に関する肢はありません          | 98  |
| 2. 株式質（振替株式を除く）                     | 98  |
| 3. 株式質の効果                           | 100 |
| 第10章 振替株式制度                         | 100 |
| 第11章 株式併合・株式分割・株式無償割当て・株式の消却        | 102 |
| 1. 株式併合                             | 102 |
| 2. 株式分割                             | 104 |
| 3. 株式無償割当て                          | 106 |
| 4. 株式の消却                            | 106 |
| 第12章 端数の処理                          | 108 |
| 1. 総説 ※この項目に関する肢はありません              | 108 |
| 2. 端数が生ずる場合                         | 108 |
| 3. 端数の売却方法 ※この項目に関する肢はありません         | 108 |
| 4. 競売以外の方法による売却・取得 ※この項目に関する肢はありません | 108 |
| 5. 会社による取得 ※この項目に関する肢はありません         | 108 |
| 第13章 単元株制度                          | 108 |
| 1. 単元株制度の意義 ※この項目に関する肢はありません        | 108 |
| 2. 単元株制度の趣旨 ※この項目に関する肢はありません        | 108 |
| 3. 単元株制度と定款自治                       | 110 |
| 4. 単元未満株主の権利                        | 110 |
| 5. 単元未満株式の買取請求                      | 112 |
| 6. 売渡請求                             | 112 |
| 第14章 株式等売渡請求                        | 114 |
| 1. 株式等売渡請求の意義                       | 114 |
| 2. 株式等売渡請求の手続                       | 114 |
| 3. 売渡株主等を救済するための手段                  | 114 |

## 第四編 機関

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 第1章 総説-株式会社の機関設計                  | 120 |
| 1. 機関設計の柔軟化                       | 120 |
| 2. 機関設計のルール                       | 120 |
| 第2章 公開会社の機関構造の特色 ※この項目に関する肢はありません | 124 |
| 1. 所有と経営の分離                       | 124 |
| 2. 機関の分化—経営の合理化と適正化の調和            | 124 |
| 第3章 株主総会                          | 124 |
| 1. 株主総会の権限                        | 124 |
| 2. 株主総会の招集                        | 124 |

|                                                    |            |
|----------------------------------------------------|------------|
| 3. 電子提供措置                                          | 128        |
| 4. 議決権                                             | 132        |
| 5. 議決権の行使                                          | 132        |
| 6. 議事運営                                            | 138        |
| 7. 総会屋対策                                           | 144        |
| 8. 株主総会の決議                                         | 148        |
| 9. 株主総会決議の省略等                                      | 148        |
| 10. 株主総会決議の瑕疵                                      | 150        |
| 11. 種類株主総会                                         | 154        |
| <b>第4章 取締役</b>                                     | <b>156</b> |
| 1. 取締役の行為規制の必要性 ※この項目に関する肢はありません                   | 156        |
| 2. 取締役の資格                                          | 156        |
| 3. 取締役の員数 ※この項目に関する肢はありません                         | 158        |
| 4. 役員に欠員を生じた場合の措置                                  | 158        |
| 5. 取締役の任期                                          | 160        |
| 6. 取締役の選任・終任                                       | 160        |
| 7. 取締役の権限                                          | 162        |
| 8. 善管注意義務と忠実義務                                     | 162        |
| 9. 競業禁止義務                                          | 162        |
| 10. 利益相反取引                                         | 164        |
| 11. 取締役の報酬                                         | 168        |
| 12. 取締役の責任 ※この項目に関する肢はありません                        | 170        |
| 13. 取締役の会社に対する責任 ※この項目に関する肢はありません                  | 170        |
| 14. 423条1項の責任の減免                                   | 170        |
| 15. 取締役の第三者に対する責任                                  | 172        |
| 16. 違法行為差止請求権                                      | 174        |
| 17. 株主の代表訴訟                                        | 176        |
| 18. 特定責任追及の訴え（多重代表訴訟）                              | 178        |
| 19. 社外取締役                                          | 180        |
| <b>第5章 取締役会（*指示がない限り監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く）</b> | <b>180</b> |
| 1. 取締役会の意義・設置                                      | 180        |
| 2. 取締役会の権限                                         | 182        |
| 3. 取締役会の招集                                         | 182        |
| 4. 取締役会の決議                                         | 184        |
| 5. 取締役会決議の省略等                                      | 186        |
| 6. 取締役会決議の瑕疵                                       | 188        |
| 7. 特別取締役による取締役会決議                                  | 188        |
| <b>第6章 代表取締役</b>                                   | <b>190</b> |
| 1. 代表取締役の意義及び設置                                    | 190        |
| 2. 代表取締役の員数                                        | 190        |
| 3. 代表取締役の任期 ※この項目に関する肢はありません                       | 190        |
| 4. 代表取締役の選定及び終任                                    | 190        |
| 5. 代表取締役の権限                                        | 192        |
| 6. 代表取締役の権限濫用と専断的行為                                | 194        |
| 7. 表見代表取締役                                         | 194        |
| <b>第7章 監査役</b>                                     | <b>196</b> |
| 1. 監査役の意義 ※この項目に関する肢はありません                         | 196        |
| 2. 監査役の資格                                          | 196        |

|                                                    |            |
|----------------------------------------------------|------------|
| 3. 監査役の員数                                          | 198        |
| 4. 監査役の任期                                          | 198        |
| 5. 監査役の選任・終任                                       | 198        |
| 6. 監査役の報酬と費用                                       | 200        |
| 7. 監査役の権限・義務                                       | 200        |
| 8. 監査役の責任                                          | 206        |
| 9. 社外監査役                                           | 208        |
| 10. 監査役非設置会社における株主による監督（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く） | 208        |
| <b>第8章 監査役会</b>                                    | <b>208</b> |
| 1. 総説                                              | 208        |
| 2. 監査役会の権限                                         | 210        |
| 3. 監査役会の運営                                         | 212        |
| <b>第9章 会計参与</b>                                    | <b>212</b> |
| 1. 会計参与の意義 ※この項目に関する肢はありません                        | 212        |
| 2. 会計参与の資格                                         | 212        |
| 3. 会計参与の員数                                         | 214        |
| 4. 会計参与の任期                                         | 214        |
| 5. 会計参与の選任・終任                                      | 214        |
| 6. 会計参与の報酬と費用                                      | 216        |
| 7. 会計参与の権限・義務                                      | 218        |
| 8. 会計参与の責任                                         | 220        |
| <b>第10章 会計監査人</b>                                  | <b>220</b> |
| 1. 会計監査人の意義                                        | 220        |
| 2. 会計監査人の資格                                        | 220        |
| 3. 会計監査人の員数                                        | 220        |
| 4. 会計監査人の任期                                        | 220        |
| 5. 会計監査人の選任・再任・終任                                  | 222        |
| 6. 会計監査人の報酬                                        | 224        |
| 7. 会計監査人の権限・義務                                     | 224        |
| 8. 会計監査人と監査役の権限関係 ※この項目に関する肢はありません                 | 226        |
| 9. 会計監査人の責任                                        | 226        |
| <b>第11章 指名委員会等設置会社</b>                             | <b>226</b> |
| 1. 総論                                              | 226        |
| 2. 指名委員会等設置会社の取締役・取締役会                             | 228        |
| 3. 委員会（「指名委員会等」）                                   | 232        |
| 4. 執行役                                             | 236        |
| 5. 代表執行役                                           | 240        |
| 6. 執行役の責任                                          | 240        |
| <b>第12章 監査等委員会設置会社</b>                             | <b>242</b> |
| 1. 意義 ※この項目に関する肢はありません                             | 242        |
| 2. 機関構成                                            | 242        |
| 3. 監査等委員会                                          | 244        |

## 第五編 資金調達

|                            |            |
|----------------------------|------------|
| <b>第1章 募集株式の発行等</b>        | <b>252</b> |
| 1. 資金調達総説 ※この項目に関する肢はありません | 252        |

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 2. 募集株式の発行等の意義 ※この項目に関する肢はありません      | 252 |
| 3. 新株発行                              | 252 |
| 第2章 募集事項の決定                          | 252 |
| 1. 決定事項                              | 252 |
| 2. 決定機関                              | 252 |
| 第3章 募集株式の申込み・割当て・引受け                 | 256 |
| 1. 募集株式の申込み                          | 256 |
| 2. 募集株式の割当て                          | 256 |
| 3. 総数引受けの場合一申込み・割当ての例外               | 258 |
| 4. 募集株式の引受け ※この項目に関する肢はありません         | 258 |
| 5. 申込み（引受け）の瑕疵一引受けの無効又は取消しの制限        | 258 |
| 第4章 出資の履行等                           | 258 |
| 1. 出資の履行等                            | 258 |
| 2. 株主となる日                            | 260 |
| 3. 失権株式                              | 260 |
| 第5章 募集株式の発行等の効力発生等                   | 260 |
| 1. 募集株式の発行等の効力発生時期と変更登記              | 260 |
| 2. 払込金額が不公正な場合・出資された財産等の価額が不足する場合の責任 | 262 |
| 3. 仮払込みの関与者の責任                       | 262 |
| 4. 違法発行に対する措置                        | 264 |
| 第6章 新株予約権                            | 268 |
| 1. 新株予約権の意義                          | 268 |
| 2. 募集新株予約権の発行                        | 268 |
| 3. 新株予約権の譲渡                          | 274 |
| 4. 新株予約権の行使                          | 276 |
| 5. 新株予約権無償割当て ※この項目に関する肢はありません       | 278 |
| 6. 違法発行に対する措置                        | 278 |
| <br>第六編 社債                           |     |
| 第1章 社債の意義                            | 282 |
| 第2章 社債と株式の異同                         | 282 |
| 1. 株式と社債の共通点 ※この項目に関する肢はありません        | 282 |
| 2. 株式と社債の相違点                         | 282 |
| 第3章 社債の発行                            | 284 |
| 1. 募集社債の発行手続                         | 284 |
| 2. 社債券の発行                            | 286 |
| 第4章 社債の管理                            | 288 |
| 1. 社債原簿                              | 288 |
| 2. 社債管理者                             | 290 |
| 3. 社債管理補助者                           | 292 |
| 4. 社債権者集会                            | 294 |
| 第5章 社債の譲渡 ※この項目に関する肢はありません           | 298 |
| 1. 社債券を発行しない場合                       | 298 |
| 2. 社債券を発行する場合                        | 298 |
| 第6章 利息の支払・償還                         | 298 |

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1. 利息の支払 ※この項目に関する肢はありません | 298 |
| 2. 社債の償還                  | 300 |

## 第七編 計算

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 第1章 計算書類その他                       | 304 |
| 1. 総説                             | 304 |
| 2. 会計の原則 ※この項目に関する肢はありません         | 304 |
| 3. 会計帳簿                           | 304 |
| 4. 計算書類等                          | 304 |
| 5. 株主の経理検査権                       | 310 |
| 6. 臨時計算書類                         | 314 |
| 7. 連結計算書類                         | 316 |
| 第2章 資本金・準備金・剰余金                   | 318 |
| 1. 総論 ※この項目に関する肢はありません            | 318 |
| 2. 資本金                            | 318 |
| 3. 準備金                            | 322 |
| 4. 剰余金                            | 324 |
| 5. 任意積立金 ※この項目に関する肢はありません         | 326 |
| 第3章 剰余金の配当                        | 326 |
| 1. 利益分配の必要性とその方法 ※この項目に関する肢はありません | 326 |
| 2. 剰余金配当規制の必要性 ※この項目に関する肢はありません   | 326 |
| 3. 手続規制                           | 326 |
| 4. 財源規制                           | 330 |
| 5. 違法配当                           | 332 |

## 第八編 定款変更

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 1. 定款変更の意義 ※この項目に関する肢はありません | 336 |
| 2. 定款変更の手続                  | 336 |
| 3. 発行可能株式総数                 | 336 |

## 第九編 事業譲渡と組織再編

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 第1章 事業譲渡等                            | 342 |
| 1. 総論 ※この項目に関する肢はありません               | 342 |
| 2. 事業譲渡（467条1項1号・2号・3号）              | 342 |
| 3. 株主保護手続                            | 342 |
| 4. 債権者保護手続                           | 346 |
| 5. 株主・債権者保護共通の手続                     | 346 |
| 6. 譲渡会社の競業避止義務（21条） ※この項目に関する肢はありません | 348 |
| 7. 事業譲渡等に属するその他の行為（467条1項2号の2・4号）    | 348 |
| 8. 事後設立（467条1項5号）                    | 348 |
| 第2章 組織再編行為一総説                        | 348 |
| 1. 組織再編の種類 ※この項目に関する肢はありません          | 348 |
| 2. 組織再編の類型 ※この項目に関する肢はありません          | 348 |
| 3. 吸収型と新設型の相違点                       | 350 |
| 4. 事前・事後の開示 ※この項目に関する肢はありません         | 352 |
| 5. 組織再編の瑕疵を争う訴え                      | 354 |

|                                        |     |
|----------------------------------------|-----|
| 第3章 組織変更                               | 354 |
| 1. 組織変更の意義                             | 354 |
| 2. 手続の流れ ※この項目に関する肢はありません              | 354 |
| 3. 株式会社が持分会社になる場合の手続                   | 354 |
| 4. 持分会社が株式会社になる場合の手続                   | 356 |
| 第4章 合併 総説                              | 358 |
| 1. 合併の意義 ※この項目に関する肢はありません              | 358 |
| 2. 合併の可否                               | 358 |
| 3. 合併の効果                               | 358 |
| 4. 株主・債権者保護の要否 ※この項目に関する肢はありません        | 358 |
| 第5章 吸収合併                               | 358 |
| 1. 手続の流れ ※この項目に関する肢はありません              | 358 |
| 2. 吸収合併契約                              | 358 |
| 3. 株主保護手続                              | 360 |
| 4. 債権者保護手続                             | 364 |
| 5. 株主・債権者保護共通の手続                       | 366 |
| 6. 吸収合併の効力発生・登記                        | 368 |
| 第6章 新設合併                               | 368 |
| 1. 手続の流れ ※この項目に関する肢はありません              | 368 |
| 2. 新設合併契約                              | 368 |
| 3. 株主保護手続                              | 370 |
| 4. 債権者保護手続 ※この項目に関する肢はありません            | 370 |
| 5. 株主・債権者保護共通の手続                       | 370 |
| 6. 新設合併の効力発生・登記                        | 370 |
| 第7章 会社分割 総説                            | 372 |
| 1. 会社分割の意義                             | 372 |
| 2. 会社分割の可否                             | 372 |
| 3. 事業譲渡と会社分割の共通点及び相違点 ※この項目に関する肢はありません | 372 |
| 4. 株主・債権者保護の要否 ※この項目に関する肢はありません        | 372 |
| 第8章 吸収分割                               | 372 |
| 1. 手続の流れ ※この項目に関する肢はありません              | 372 |
| 2. 吸収分割契約 ※この項目に関する肢はありません             | 374 |
| 3. 株主保護手続                              | 374 |
| 4. 債権者保護手続                             | 376 |
| 5. 株主・債権者保護共通の手続                       | 376 |
| 6. 吸収分割の効力発生・登記                        | 376 |
| 第9章 新設分割                               | 378 |
| 1. 手続の流れ                               | 378 |
| 2. 新設分割計画                              | 378 |
| 3. 株主保護手続                              | 378 |
| 4. 債権者保護手続                             | 380 |
| 5. 株主・債権者保護共通の手続                       | 380 |
| 6. 新設分割の効力発生・登記                        | 382 |
| 第10章 株式交換・株式移転 総説                      | 382 |
| 1. 株式交換・株式移転の意義                        | 382 |
| 2. 株式交換・株式移転の可否                        | 382 |
| 3. 株主・債権者保護の要否 ※この項目に関する肢はありません        | 384 |

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 第11章 株式交換                         | 384 |
| 1. 株式交付の意義 ※この項目に関する肢はありません       | 384 |
| 2. 株式交換契約 ※この項目に関する肢はありません        | 384 |
| 3. 株主保護手続                         | 384 |
| 4. 債権者保護手続                        | 386 |
| 5. 株主・債権者保護共通の手続 ※この項目に関する肢はありません | 386 |
| 6. 株式交換の効力発生・登記                   | 386 |
| 第12章 株式移転                         | 388 |
| 1. 手続の流れ ※この項目に関する肢はありません         | 388 |
| 2. 株式移転計画                         | 388 |
| 3. 株主保護手続                         | 388 |
| 4. 債権者保護手続                        | 390 |
| 5. 株主・債権者保護共通の手続                  | 390 |
| 6. 株式移転の効力発生・登記                   | 392 |
| 第13章 株式交付                         | 392 |
| 1. 株式交付の意義                        | 392 |
| 2. 株式交付の可否                        | 392 |
| 3. 株主・債権者保護の要否 ※この項目に関する肢はありません   | 392 |
| 4. 手続の流れ ※この項目に関する肢はありません         | 392 |
| 5. 株式交付計画                         | 392 |
| 6. 株主保護手続                         | 392 |
| 7. 債権者保護手続                        | 394 |
| 8. 株主・債権者保護共通の手続                  | 394 |
| 9. 株式交付の効力発生・登記 ※この項目に関する肢はありません  | 394 |
| 第14章 持分会社の組織再編                    | 394 |
| 1. 組織変更 ※この項目に関する肢はありません          | 394 |
| 2. 合併                             | 396 |
| 3. 会社分割                           | 396 |
| 4. 株式交換・株式移転 ※この項目に関する肢はありません     | 396 |

## 第十編 解散・清算

|          |     |
|----------|-----|
| 1. 会社の解散 | 400 |
| 2. 清算    | 400 |

## 第十一編 持分会社

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 第1章 総説 ※この項目に関する肢はありません | 408 |
| 1. 持分会社の意義              | 408 |
| 2. 持分会社の種類              | 408 |
| 3. 持分会社の特色              | 408 |
| 第2章 持分会社の設立             | 408 |
| 1. 設立手続                 | 408 |
| 2. 出資                   | 410 |
| 3. 設立の瑕疵                | 412 |
| 第3章 持分会社の社員             | 412 |
| 1. 社員の責任                | 412 |
| 2. 持分の譲渡等               | 414 |

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 第4章 持分会社の管理 .....                  | 416 |
| 1. 業務執行 .....                      | 416 |
| 2. 会社代表 .....                      | 418 |
| 3. 業務執行社員以外の社員の監視権、社員の責任追及訴訟 ..... | 418 |
| 第5章 持分会社の社員の加入及び退社 .....           | 420 |
| 1. 加入 .....                        | 420 |
| 2. 退社 .....                        | 420 |
| 3. 退社に伴う持分の払戻し .....               | 422 |
| 第6章 持分会社の計算等 .....                 | 422 |
| 1. 会計の原則 ※この項目に関する肢はありません .....    | 422 |
| 2. 会計帳簿 ※この項目に関する肢はありません .....     | 422 |
| 3. 計算書類 .....                      | 424 |
| 4. 資本金の額の減少 .....                  | 424 |
| 5. 利益の配当 .....                     | 424 |
| 6. 出資の払戻し .....                    | 426 |
| 第7章 持分会社の定款変更、解散・清算、組織再編 .....     | 428 |
| 1. 定款変更 .....                      | 428 |
| 2. 解散・清算 .....                     | 428 |
| 3. 組織再編 ※この項目に関する肢はありません .....     | 430 |

## 第十二編 特例有限会社・外国会社

---

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 第1章 特例有限会社 .....                     | 434 |
| 1. 特例有限会社の意義 ※この項目に関する肢はありません .....  | 434 |
| 2. 特例有限会社に特有の主な規律（株式会社との主な相違点） ..... | 434 |
| 第2章 外国会社 .....                       | 434 |
| 1. 外国会社の意義 ※この項目に関する肢はありません .....    | 434 |
| 2. 外国会社に関する主な規律 .....                | 434 |
| 3. 擬似外国会社 ※この項目に関する肢はありません .....     | 434 |

## 第二部 商法総則・会社法総則，商行為法

### 第一編 商法総則・会社法総則

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 第1章 商法の基本概念                     | 440 |
| 1. 商法の適用範囲 ※この項目に関する肢はありません     | 440 |
| 2. 商行為概念                        | 440 |
| 3. 商人概念                         | 444 |
| 4. 商人資格の取得と喪失                   | 444 |
| 5. 営業活動                         | 446 |
| 第2章 商業使用人                       | 446 |
| 1. 商業使用人制度                      | 446 |
| 2. 支配人                          | 446 |
| 3. その他の商業使用人                    | 450 |
| 第3章 商業登記                        | 452 |
| 1. 商業登記制度                       | 452 |
| 2. 商業登記の効力                      | 452 |
| 第4章 商業帳簿                        | 452 |
| 1. 商人の会計                        | 452 |
| 2. 商業帳簿の意義及び作成・保存・提出義務          | 452 |
| 第5章 商号                          | 454 |
| 1. 商号制度 ※この項目に関する肢はありません        | 454 |
| 2. 商号の選定                        | 454 |
| 3. 商号の登記                        | 454 |
| 4. 商号権                          | 456 |
| 5. 名板貸人の責任                      | 456 |
| 第6章 営業の譲渡                       | 458 |
| 1. 営業（事業）譲渡の意義 ※この項目に関する肢はありません | 458 |
| 2. 営業（事業）譲渡の効果                  | 458 |

### 第二編 商行為法

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 第1章 商行為法総論           | 466 |
| 1. 商行為法通則            | 466 |
| 2. 商事売買              | 470 |
| 3. 交互計算              | 472 |
| 4. 匿名組合              | 472 |
| 第2章 仲介業              | 476 |
| 1. 代理商               | 476 |
| 2. 仲立人               | 478 |
| 3. 取次商（問屋・準問屋・運送取扱人） | 480 |
| 第3章 運送営業             | 482 |
| 1. 序論                | 482 |
| 2. 物品運送契約            | 482 |
| 3. 旅客運送契約            | 484 |

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 第4章 倉庫・場屋営業 ..... | 486 |
| 1. 倉庫営業 .....     | 486 |
| 2. 場屋営業 .....     | 486 |

### 第三部 金融商品取引法

|                                        |     |
|----------------------------------------|-----|
| 第1章 金融商品取引法総論 .....                    | 492 |
| 第2章 発行開示 .....                         | 496 |
| 1. 有価証券届出書 .....                       | 496 |
| 2. 目論見書 .....                          | 506 |
| 3. 有価証券通知書 .....                       | 508 |
| 第3章 流通開示 .....                         | 510 |
| 第4章 公開買付け .....                        | 520 |
| 第5章 大量保有開示 .....                       | 530 |
| 第6章 電子開示 .....                         | 534 |
| 第7章 開示の実効性・公正確保のための制度・その他の公正取引規制 ..... | 534 |
| 1. 発行市場・流通市場の民事責任 .....                | 534 |
| 2. 課徴金 .....                           | 538 |

# 第二編 設立

## 第1章 総説

## 第2章 発起人

## 第3章 根本規則の確定（定款の作成）

## 第4章 社員の確定（株式の引受け）

## 第5章 会社財産の確保（出資の履行）

## 第6章 機関の具備（設立時取締役等の選任）

## 第7章 設立時取締役（設立時監査役）の調査

## 第8章 創立総会

## 第9章 法人格取得手続（設立登記）

## 第10章 変態設立事項に関する規制

## 第11章 設立関与者の責任

## 第12章 設立の瑕疵

## 第1章 総説

- 1 設立しようとする株式会社が公開会社でない場合には、発起設立の方法によらなければならない。  
B ない。(R5前-3)

## 第2章 発起人

### 1. 発起人の意義等

- 1 発起人は、設立しようとする株式会社が公開会社である場合には、3人以上でなければならない。  
A ない。(R5後-3)

- 2 法人は発起人となることができない。(28後-4, 13-4類題, 23前-2類題, R2後-3)  
A

### 2. 設立中の会社 ※この項目に関する肢はありません

## 第3章 根本規則の確定（定款の作成）

### 1. 定款の意義 ※この項目に関する肢はありません

### 2. 定款の作成

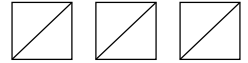
- 1 株式会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印  
A しなければならない。(27後-3)

- 2 株式会社の定款は、書面をもって作成されているときには、発起人の全員が署名し、又は記  
A 名押印することにより効力を生じる。(29前-4)

- 3 発起人が作成する定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。(23前-3,  
A R2前-3)

- 4 公証人による定款の認証を受けた後に、創立総会の決議により定款を変更した場合には、改  
A めて公証人の認証を受ける必要がある。(27前-3, 23前-3類題, 27後-3類題)

- 5 発起設立の場合において、定款について公証人の認証を受けた後、発起人から、金銭の出資  
A に代えて自己が所有する不動産を出資したい旨の申出があったときに、発起人の全員の同意を  
もって当該定款を変更して、当該発起人の出資の目的を金銭ではなく当該不動産にすることは  
できない。(R2前-4)



□□□ 1: 【×】 よらなければならない → よる必要はない

設立しようとする株式会社が公開会社でない場合であっても、発起設立又は募集設立いずれの方法によっても設立することができる(25条1項参照)。

□□□ 1: 【×】 3人以上でなければならない → 3人以上である必要はない

設立しようとする株式会社が公開会社であるか否かにかかわらず、発起人の人数に制限はない。

□□□ 2: 【×】 できない → できる

法人は発起人となることができる。定款の絶対的記載・記録事項として、「発起人の氏名又は名称及び住所」が挙げられており(27条5号)、そのうちの「名称」とは、発起人が法人である場合についての記述である。したがって、会社法は、法人が発起人となることを可能であることを前提としている。

□□□ 1: 【○】 26条1項。

□□□ 2: 【×】 生じる → 生じない

株式会社の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない(30条1項)。

□□□ 3: 【○】 30条1項。

□□□ 4: 【×】 必要がある → 必要はない

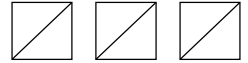
30条1項。公証人の認証は、定款が真正に作成され、かつ内容が適法であることを確保するために行われるが、定款の認証が必要とされるのは原始定款についてのみであり、その後の定款変更について、改めて認証を受ける必要はない。

□□□ 5: 【○】 30条2項。

### 3. 定款の記載・記録事項

#### ○絶対的記載記録事項

- ☐☐☐ 1 発起人の氏名又は名称及び住所は、株式会社の設立に際して定款に記載し、又は記録しなければならない。  
A (24後-3)
- ☐☐☐ 2 設立時取締役の氏名は、定款に記載し、又は記録しなければならない。  
A (30前-4)
- ☐☐☐ 3 株式会社の目的及び商号は、定款に記載し、又は記録しなければならない。  
A (25後-3, 30前-4, R2後-4類題)
- ☐☐☐ 4 株式会社の支店の所在地は、定款に記載し、又は記録しなければならない。  
A (25後-3, R2後-4類題)
- ☐☐☐ 5 株式会社は、資本金の額を定款に記載し、又は記録しなければならない。  
A (25後-13, R2後-4)
- ☐☐☐ 6 株式会社の公告方法は、定款に記載し、又は記録しなければならない。  
A (26前-3, 18-3類題)
- ☐☐☐ 7 定款には、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額を記載し、又は記録しなければならない。  
A (24前-3, 24後-3類題, 30前-4)
- ☐☐☐ 8 発行可能株式総数と設立時発行株式総数は、定款に記載又は記録しなければならない。  
A (24後-3類題, R2後-4類題)
- ☐☐☐ 9 公証人による定款の認証後でも、発行可能株式総数の定めを設けることができる。  
A
- ☐☐☐ 10 発起人は、発起設立の手続において、発行可能株式総数を定款で定めていない場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、当該定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。  
A (24後-16, 28前-1類題)
- ☐☐☐ 11 (株式会社の発起設立の場合において) 発起人は、定款で発行可能株式総数を定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その過半数の同意によって、当該発行可能株式総数の定めを変更することができる。  
A (26前-4, 22後-3類題, R5後-3類題)



□□□ 1: 【○】 27条 5 号。

□□□ 2: 【×】 **しなければならない → しなくてもよい**  
設立時取締役の氏名は、定款の絶対的記載・記録事項ではない。

□□□ 3: 【○】 27条 1 号, 2 号。

□□□ 4: 【×】 **しなければならない → しなくてもよい**  
株式会社の本店の所在地は、定款の絶対的記載・記録事項であるが、支店の所在地は、定款の絶対的記載・記録事項ではない(27条 3 号参照)。

□□□ 5: 【×】 **なければならない → しなくてもよい**  
資本金の額は定款の絶対的記載・記録事項ではない。

□□□ 6: 【×】 **なければならない → しなくてもよい**  
株式会社を含む会社の公告方法は、定款の絶対的記載・記録事項ではない(939条 1 項, 27条参照)。定款に記載・記録していない場合は、官報による方法になる(939条 4 項・1 項 1 号)。

□□□ 7: 【○】 27条 4 号。

□□□ 8: 【×】 **発行可能株式総数と設立時発行株式総数 → 発行可能株式総数**  
発行可能株式総数は、定款の絶対的記載又は記録事項であるが(37条 1 項) 設立時発行株式総数は、定款の絶対的記載又は記録事項ではない(27条参照)。

□□□ 9: 【○】 発行可能株式総数は、必ずしも原始定款に記載記録する必要はなく、株式会社の成立の時までに定款に記載・記録すれば足りる(37条 1 項, 98条)。

□□□10: 【○】 37条 1 項。

□□□11: 【×】 **過半数の同意 → 全員の同意**  
発起設立において、発起人は、定款で発行可能株式総数を定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、当該発行可能株式総数の定めを変更することができる(37条 2 項)。

□□□12 募集設立の場合において、定款に発行可能株式総数の定めがないときは、株式会社の成立の時までに、創立総会の決議によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。(24前-3)

A

□□□13 設立する株式会社が公開会社である場合には、設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができない。(25前-4, R5前-3)

A

□□□14 成立後の株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項が定款に定められていない場合には、発起人は、株式会社の成立の時までに、当該事項を定款に記載しなければならない。(27後-3)

B

#### ○相対的記載記録事項

□□□1 株式の譲渡による取得について、株式会社の承認を要する旨の定めは、株式会社の定款に記載又は記録しなければ、その効力を生じない。

B

□□□2 単元株式数は、株式会社の定款に記載又は記録しなければ、その効力を生じない。

B

#### ○任意的記載記録事項

□□□1 株式会社の定款には、会社法の規定により記載又は記録しなければならない事項及び会社法の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項のほかは、記載又は記録することはできない。(29前-4)

A

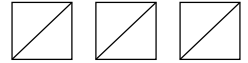
□□□2 会社の事業年度は定款に記載できる事項であるが、いったん定款に記載された場合は、その改廃のために定款変更の手続を必要とする。

B

#### 4. 定款の備置き、閲覧・謄写

□□□1 株式会社の成立前において、発起人は、発起人が定めた時間内は、いつでも、発起人の定めた費用を支払うことにより、書面をもって作成された定款の謄本の交付を請求することができる。(26前-3)

B



- 12: 【○】 98条。より正確には、払込期日又は払込期間の初日のうち最も早い日より前（95条）は発起人全員の同意（37条1項），それ以降は創立総会の決議（98条）が必要となる。
- 13: 【○】 37条3項本文。なお、非公開会社については、この制限は課されない(同条項ただし書)。
- 14: 【×】 しなければならない → しなくてもよい  
成立後の株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項は、任意的記載・記録事項であり、絶対的記載・記録事項ではない(27条参照)。なお、設立時発行株式に関する事項を定めようとするときは、定款に定めがある場合を除き、発起人全員の同意が必要となる(32条1項)。なお、募集設立でも同様である。
- 1: 【○】 107条2項1号イ，108条2項4号。
- 2: 【○】 188条1項。
- 1: 【×】 できない → できる
- 2: 【○】 任意的記載・記録事項であっても、一旦定款に記載・記録すると、その後の改廃には定款変更手続が必要となる(466条・309条2項11号)。
- 1: 【○】 31条2項2号。なお、設立時募集株式の引受人にも定款の閲覧請求権が認められる(102条1項・31条2項)。

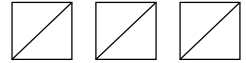
## 第4章 社員の確定（株式の引受け）

### 1. 発起設立

- 1 発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数に関する定めを設けようとする場合には、定款  
A に当該設立時発行株式の数に関する定めがあるときを除き、発起人の全員の同意が必要である。(26前-4, 23後-3類題, 29後-3類題)
- 2 発起人が設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、発起人の議決権の過半数をもって  
A 決定する。(29後-3, R5後-3類題)
- 3 発起人が、株式会社の設立に際して、成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する  
B 事項を定めようとする場合は、当該事項について定款に定めがあるときを除き、発起人の全員の同意を得なければならない。(R5前-4)
- 4 発起人は、株式会社の成立後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として設立時発行株式の引受け  
A の取消しをすることができない。(22前-3類題, 23後-3類題, 26後-3類題)

### 2. 募集設立

- 1 発起設立と募集設立のいずれの場合においても、発起人は、設立時発行株式を1株以上引き  
A 受けなければならない。(23前-3, 29前-3類題, R4前-3)
- 2 発起人以外の株式引受人の出資額が定款で定めた設立時の出資価額を超えていれば、発起人  
A は株式を引き受けなくてもよい。
- 3 設立時募集株式の引受人は、創立総会で議決権を行使した後は、引受けの当時、制限行為能力者であったことを理由として設立時発行株式の引受けの取消しを主張することができない。  
A (R4前-4)
- 4 設立時募集株式の引受人は、創立総会においてその議決権を行使した後は、詐欺を理由として設立時発行株式の引受けを取り消すことができない。(28前-4, R4後-3類題)  
A
- 5 募集設立の場合において、設立時募集株式の数を超える引受けの申込みがあるときは、発起人  
B は、各申込者に対し、申込みに係る数に応じて、設立時募集株式を割り当てなければならない。(R6前-4)。



□□□ 1：【○】 32条 1 項 1 号。なお，募集設立でも同様である。

□□□ 2：【×】 発起人の議決権の過半数 → 発起人の全員の同意  
32条 1 項 2 号。なお，募集設立でも同様である。

□□□ 3：【○】 32条 1 項 3 号。株式発行事項の原則である多数決に対する例外である。

□□□ 4：【○】 51条 2 項。

□□□ 1：【○】 25条 2 項。

□□□ 2：【×】 株式を引き受けなくてもよい → 1 株以上引き受けなければならない  
25条 2 項。発起人に 1 株以上引き受けさせることにより無責任な会社の設立を防止する趣旨であり，設立時の出資価額を超えているか否かは問題とならない。

□□□ 3：【×】 できない → できる  
設立時募集株式の引受人は，創立総会で議決権を行使した後は，引受けの当時，制限行為能力者であったことを理由として設立時発行株式の引受けの取消しを主張することができる(102条 6 項参照)。錯誤，詐欺又は強迫を理由とする取消しについては本記述における制限があるが，制限行為能力者であったことを理由とする取消しにはそのような制限はない。

□□□ 4：【○】 102条 6 項。同様に錯誤又は強迫を理由として取り消すこともできない。

□□□ 5：【×】 割り当てなければならない → 割り当てる必要はない  
本記述のような規定はない（割当自由の原則，60条 1 項後段参照）。

# 第三編

# 株式

第1章 株式の意義等

第2章 株主の権利・義務

第3章 株主平等原則

第4章 株式の譲渡

第5章 自己株式の取得・処分等の制限

第6章 子会社による親会社株式の取得

第7章 株 券

第8章 株主名簿

第9章 株式担保

第10章 株式振替制度

第11章 株式併合・株式分割・株式の無償割当て・株式の消却

第12章 端数の処理

第13章 単元株制度

第14章 株式等売渡請求

## 第1章 株式の意義等

### 1. 株式の意義 ※この項目に関する肢はありません

### 2. 株式不可分の原則 ※この項目に関する肢はありません

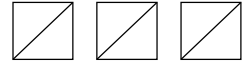
### 3. 株式の共有

- 1 最高裁判所の判例の趣旨によれば、株式の共有者間において、当該株式についての権利を行使する者を定めるに当たっては、各共有者の持分の価格に従い、その過半数をもってこれを決することができる。(22後-5類題, 30前-5, R3-5類題)
- A
- 2 最高裁判所の判例によれば、株式会社は、権利行使者の指定がない場合であっても、共有者全員が共同して議決権を行使することを認めることができる。(22後-5)
- B
- 3 株式の共有者が、権利行使者を定め、その者の氏名又は名称を株式会社に通知した場合には、会社の同意がない限り、当該権利行使者以外の共有者は、当該株式についての権利を行使することができない。(22後-5)
- B
- 4 株式の共有者が、権利行使者を定め、その者の氏名又は名称を株式会社に通知した場合、当該権利行使者は、議決権、剰余金配当請求権及び残余財産分配請求権のみを行使することができる。(22後-5)
- B

## 第2章 株主の権利・義務

### 1. 株主の権利・義務の意義

- 1 株主に剰余金の配当を受ける権利と残余財産の分配を受ける権利の双方を与えない旨の定款の定めは、その効力を有しない。(23前-4類題, 27前-5類題)
- A
- 2 公開会社でない株式会社は、定款の定めをもって、株主に剰余金の配当を受ける権利及び残余財産の分配を受ける権利の全部を与えないものとするすることができる。
- A
- 3 株主は、株主総会決議によって具体的に発生した剰余金配当請求権を譲渡することができる。
- A (22後-4)
- 4 最高裁判所の判例によれば、株主は、その権利のうち、議決権のみを譲渡することができる。
- A (22後-4)



- 1 : 【○】 判例。
- 2 : 【○】 判例。106条ただし書。
- 3 : 【○】 106条本文。共有株式につき権利行使者一人を定め、会社への通知を要求するのは会社の事務処理上の便宜のためである。
- 4 : 【×】 議決権、剰余金配当請求権及び残余財産分配請求権のみを行使することができる → 権利行使者が行使しうる権利について限定はない  
106条参照。
- 1 : 【○】 105条2項。この2つの権利の双方を与えないことは、株式会社の営利性に反するためである。なお、どちらか一方のみを与えないことは許される。
- 2 : 【×】 できる → できない  
株式会社は、公開会社、非公開会社を問わず、定款の定めがあっても、株主に剰余金の配当を受ける権利及び残余財産の分配を受ける権利の全部を与えないとすることができない（105条2項）。
- 3 : 【○】 独立の債権として譲渡の対象となる。
- 4 : 【×】 できる → できない  
株主権のうち一部分のみを分離して譲渡することはできない。

- ☐☐☐ 5 最高裁判所の判例によれば、株式の譲受人は、譲渡人が株式会社に対して提起し係属中である株式会社の解散の訴えにおける当事者としての地位を承継する。(28前-5)
- C

## 2. 株主の権利の分類

- ☐☐☐ 1 株主名簿の閲覧又は謄写の請求をする権利は、単独株主権である。(R3-5)
- A
- ☐☐☐ 2 取締役に対して株主総会の招集を請求する権利は、少数株主権である。(29前-7)
- A
- ☐☐☐ 3 株式会社に対して会計帳簿の閲覧又は謄写を請求する権利は、単独株主権である。(29前-7)
- A
- ☐☐☐ 4 会社設立の無効の訴えを提起する権利は、少数株主権である。(29前-7, 31後-4 類題)
- A
- ☐☐☐ 5 (単元株制度を採用していない) 株式会社に対して取締役の責任を追及する訴えの提起を請求する権利は、単独株主権である。(29前-7)
- A

## 3. 株主の権利に関する規定 ※この項目に関する肢はありません

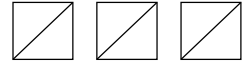
## 4. 株式の多様化

- ☐☐☐ 1 定款に定めがなくても、種類株式を発行できる場合がある。
- A
- ☐☐☐ 2 種類株式発行会社においては、発行可能種類株式総数の合計数は、発行可能株式総数と一致しなければならない。(24前-4, 30後-5, R3-4類題)
- A

## 5. 株式の種類

### ○譲渡制限株式

- ☐☐☐ 1 会社は、発行する全ての株式を譲渡制限株式とし、又は一部の株式についてのみ譲渡制限株式とすることができる。
- A



- 5 : 【×】 承継する → 承継しない  
持分（・株式）の譲渡等の特定承継の場合は，原告たる地位の当然承継を否定するのが判例である。
- 1 : 【○】 125条 2 項。
- 2 : 【○】 297条 1 項， 2 項。
- 3 : 【×】 単独株主権 → 少数株主権  
433条 1 項。
- 4 : 【×】 少数株主権 → 単独株主権  
828条 2 項 1 号。（設立無効の訴え，新株発行の無効の訴え等の）828条 2 項各号で，株主が提訴権者になっている場合は，すべて単独株主権である。
- 5 : 【○】 847条 1 項， 2 項。
- 1 : 【×】 ある → ない  
108条 2 項柱書は，種類株式を発行するための要件として定款の定めを要求する。
- 2 : 【×】 一致しなければならない → 一致しなくてもよい  
発行可能種類株式総数と発行可能株式総数の関係については，特に規律は設けられておらず，発行可能種類株式総数の合計数が，発行可能株式総数と一致しなくてもよい。
- 1 : 【○】 発行する全ての株式を譲渡制限株式とする場合については，107条 1 項 1 号。発行する一部の株式についてのみ譲渡制限株式とする場合については，108条 1 項 4 号。

# 第四編 機関

第1章 総 説一株式会社の機関設計

第2章 公開会社の機関構造の特色

第3章 株主総会

第4章 取締役

第5章 取締役会

第6章 代表取締役

第7章 監査役

第8章 監査役会

第9章 会計参与

第10章 会計監査人

第11章 指名委員会等設置会社

第12章 監査等委員会設置会社

## 第1章 総説-株式会社の機関設計

### 1. 機関設計の柔軟化

□□□1 譲渡制限株式でない種類の株式と譲渡制限株式とともに発行する種類株式発行会社は、公開会社ではない。(23前-5類題, 25前-2類題, 29後-5)

A

□□□2 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が4億円であり、負債の部に計上した額の合計額が200億円である株式会社は、大会社である。(25前-2)

A

### 2. 機関設計のルール

#### ○326条

□□□1 株式会社は、2人以上の取締役を置かなければならない。(27前-6, R2前-7)

A

□□□2 会社法の規定により取締役会を置かなければならない会社は、定款において取締役会を置く旨の定めを設ける必要はない。

A

□□□3 定款の定めによって取締役会を任意に設置した公開会社でない株式会社は、取締役会設置会社ではない。(25前-2)

A

□□□4 公開会社でない大会社は、会計参与を置いてはならない。(29前-8, R2前-7)

A

□□□5 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計参与を置くことができる。(25後-7, 30前-8類題)

A

□□□6 大会社でない監査役設置会社は、定款の定めによって、会計監査人を置くことができる。

A

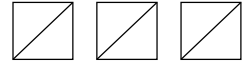
□□□7 公開会社でない株式会社は、大会社でない場合には、監査等委員会、指名委員会等を置くことができない。(22前-8, 29前-8類題)

A

#### ○327条

□□□1 公開会社、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、及び指名委員会等設置会社は、常に取締役会を置かなければならない。(25前-8類題, 27前-6類題, 30後-9類題, 31後-8類題, R2後-8類題, R6後-8類題)

A



- 1 : 【×】 公開会社ではない → 公開会社である  
公開会社とは、その発行する全部の株式に譲渡制限の定款の定めを設けていない株式会社又はその発行する一部の株式に譲渡制限の定款の定めを設けていない株式会社をいう（2条5号）。
- 2 : 【○】 資本金に関する基準（5億円以上）又は負債に関する基準（200億円以上）のどちらか一方のみでも満たせば、大会社となる（2条6号）。
- 1 : 【×】 2人以上 → 1人又は2人以上  
株式会社は、1人又は2人以上の取締役を置かなければならない（326条1項）。
- 2 : 【×】 必要はない → 必要がある  
326条2項。
- 3 : 【×】 ではない → である  
取締役会の設置が強制される株式会社だけではなく、取締役会を任意に置く会社も取締役会設置会社である（2条7号）。
- 4 : 【×】 置いてはならない → 置くことができる  
公開会社か否か、大会社か否かを問わず、会計参与を置くことができる（326条2項）。
- 5 : 【○】 326条2項。
- 6 : 【○】 326条2項、 328条。
- 7 : 【×】 できない → できる  
非公開会社でも大会社か否かを問わず監査等委員会、指名委員会等を設置することができる（326条2項）。
- 1 : 【○】 327条1項。

□□□ 2 会計参与設置会社は、常に、取締役会設置会社である。(25前-8, R6後-13類題)

A

□□□ 3 会計監査人設置会社は、常に、取締役会設置会社である。(25前-8)

A

□□□ 4 指名委員会等設置会社でもなく監査等委員会設置会社でもない公開会社は、監査役を置かなければならない。(22前-8類題, 30後-9類題)

A

□□□ 5 A社は、取締役会設置会社であるが、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社ではない。また、A社は大会社ではなく、公開会社でもない。この場合、A社は、会計参与を置けば、監査役を置かなくてもよい。

A

□□□ 6 監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社の両者は、定款の定めによって、監査役を置くことができる。(28前-7類題, 29前-8類題, 30前-8類題, R2前-7)

A

□□□ 7 会計監査人設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない。(30後-9)

A

□□□ 8 指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならない。ただし、公開会社でなく、かつ大会社でないものについては、この限りではない。(22後-8, 30後-9類題)

A

□□□ 9 公開会社でなく、かつ大会社でない監査等委員会設置会社は、会計監査人を置かなくてもよい。(28前-7, 31前-8類題)

A

□□□ 10 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない。(29前-8)

A

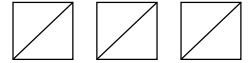
## ○328条

□□□ 1 大会社は、取締役会設置会社以外の会社であっても、監査役会を置かなければならない。(22前-8, R3-10類題)

A

□□□ 2 指名委員会等設置会社でもなく監査等委員会設置会社でもない株式会社の場合、大会社は、監査役会を置かなければならない。(27前-6)

A



- 2 : 【×】 常に、取締役会設置会社である → 常に、取締役会設置会社であるとはいえない  
株式会社は、定款の定めにより会計参与を置くことができ（326条2項）、そのことは、  
取締役会設置会社に限定されない。したがって、会計参与設置会社は、常に、取締役  
会設置会社であるとはいえない。
- 3 : 【×】 常に、取締役会設置会社である → 常に、取締役会設置会社であるとはいえない  
株式会社は、定款の定めにより会計監査人を置くことができ（326条2項）、そのこと  
は、取締役会設置会社に限定されない。したがって、会計監査人設置会社は、常に、取  
締役会設置会社であるとはいえない。
- 4 : 【○】 327条1項1号、2項。
- 5 : 【○】 A社は公開会社ではないので、会計参与を置けば監査役を置かなくてもよい（327条2  
項）。また、もし大会社ならば、会計監査人設置会社であり、監査役を置かなければなら  
ないが（328条2項、327条3項）、A社は大会社ではないので、その面からも監査役  
を置かなくてよい。
- 6 : 【×】 できる → できない  
327条4項。
- 7 : 【○】 327条3項。
- 8 : 【×】 公開会社でなく、かつ大会社でないものについては、この限りでない → 公開会社  
でなく、かつ大会社でないものについても同様である  
327条5項。
- 9 : 【×】 置かなくてもよい → 置かなければならない  
327条5項。
- 10 : 【○】 327条6項。
- 1 : 【×】 置かなければならない → 非公開会社ならば、監査役会を置かなくてよい  
328条1項かつこ書。
- 2 : 【×】 置かなければならない → 大会社であっても、非公開会社は、監査役を設置すれば、  
監査役会を置かなくてもよい  
328条1項かつこ書。

□□□ 3 大会社は、会計監査人を置かなければならない。(27前-6, R2後-8類題, R6後-8)

A

## 第2章 公開会社の機関構造の特色 ※この項目に関する肢はありません

### 1. 所有と経営の分離

### 2. 機関の分化－経営の合理化と適正化の調和

## 第3章 株主総会

### 1. 株主総会の権限

□□□ 1 取締役会設置会社においては、株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議することができる。(23後-8類題, 27前-7, 28後-9類題, 31前-10類題, R4後-7類題)

A

□□□ 2 会社法の規定により株主総会の決議を必要とする事項について、取締役、執行役、取締役会その他の株主総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。(27前-7)

A

### 2. 株主総会の招集

□□□ 1 株主総会の招集地は定款に定めなくてもよい。

B

□□□ 2 会社は毎事業年度終了後一定の時期に、株主総会を招集しなければならない。

A

□□□ 3 取締役会設置会社以外の株式会社（種類株式発行会社を除く。）において、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる。(R4後-7, R6前-9)

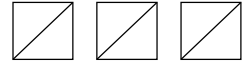
A

□□□ 4 株主が取締役に対し適法に株主総会の招集を請求したにもかかわらず、遅滞なく招集の手続が行われない場合には、当該株主は、裁判所の許可を得て、株主総会を招集することができる。(29後-9, 24後-8類題)

A

□□□ 5 取締役会設置会社においては、株主が招集する場合を除き、株主総会の招集の際に定めるべき事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。(26前-7)

A



□□□ 3 : 【○】 328条 1 項, 2 項。

□□□ 1 : 【×】 一切の事項について → 会社法の規定する事項及び定款に定めた事項に限り  
295条 2 項。株主総会が一切の事項について決議することができるのは、取締役会非設置会社である（295条 1 項）。

□□□ 2 : 【○】 295条 3 項。

□□□ 1 : 【○】 定款の任意的記載・記録事項である。

□□□ 2 : 【○】 296条 1 項。

□□□ 3 : 【○】 297条 1 項。なお、取締役会設置会社以外の株式会社は、公開会社ではないため、「6  
箇月前から引き続き有する」（同条 2 項）ことは要求されない。

□□□ 4 : 【○】 297条 4 項 1 号。

□□□ 5 : 【○】 298条 1 項 4 項, 416条 4 項 4 号, 399条の13第 5 項 4 号。